



4.2.1 現在

世帯数62,275 (53減) 男61,225 (46減)

人口124,497 (120減) 女63,272 (74減)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。()内は前月比



ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

イベント等の最新情報については、事前に各担当部署や主催者にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

市・都民税(住民税)、所得税及び復興特別所得税

申告会場開設期間は2月16日(水)～3月15日(火)

問▷市・都民税＝市民税課市民税係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎3階☎042-387-9819)▷所得税＝武蔵野税務署(〒180-8522武蔵野市吉祥寺本町3-27-1☎0422-53-1311)

市・都民税の申告は市の市民税課で、所得税および復興特別所得税(以下所得税)の確定申告は武蔵野税務署で、それぞれ受け付けます。なお、作成済みの所得税の確定申告書は、申告会場開設期間中に限り、市の市民税課でもお預かりします。(過年分はお預かりできません)

市・都民税の申告は市役所へ

市では、申告会場開設期間中の月曜～金曜日午前8時30分～午後5時(祝日を除く)および臨時窓口で申告書の受け付けを行います。

【申告に必要なもの】

▷マイナンバーカード※マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバー通知カードと運転免許証等の公的機関が発行した顔写真付きの身分証明(健康保険証等顔写真がついていないものは2点。健康保険証の写しを添付する場合は、被保険者等の記号・番号を消してください)

▷申告書

▷令和3年中の所得(収入)に関する書類

▷所得金額を算出する際に使用した収入および経費を証明できる書類

▷令和3年中の控除に関する書類

【臨時窓口】

時2月20日～3月13日の毎週日曜日午前9時～午後1時

※臨時窓口では、電話での問い合わせ等はお受けできません

所得税の確定申告は税務署へ

武蔵野税務署では2月1日～3月15日の月曜～金曜日および2月20日(日)、27日(日)の午前8時30分～午後4時(祝日を除く)で申告書作成会場を開設しています。なお、税務署内の駐車場は利用できません。

※受付時間内に税務署へ行けない場合は、税務署正門わきの時間外文書収受箱に提出できます

郵送での申告にご協力を

■市・都民税申告書封筒の表に「市・都民税申告

書在中」と明記し、市民税課へ

■確定申告書封筒の表に「確定申告書在中」と明記し、武蔵野税務署へ

※申告書の「控」が必要な方は、切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を同封してください

医療費控除を受ける方へ

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付では医療費控除は受けられませんのでご注意ください。

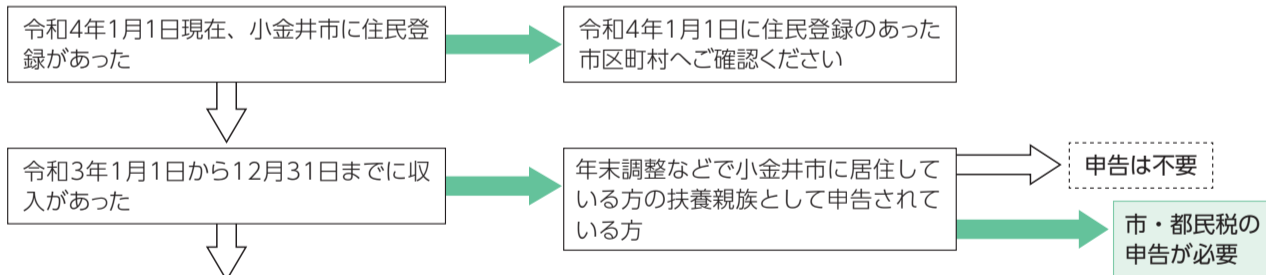
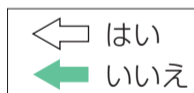
※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります

令和4年度より適用される税制改正

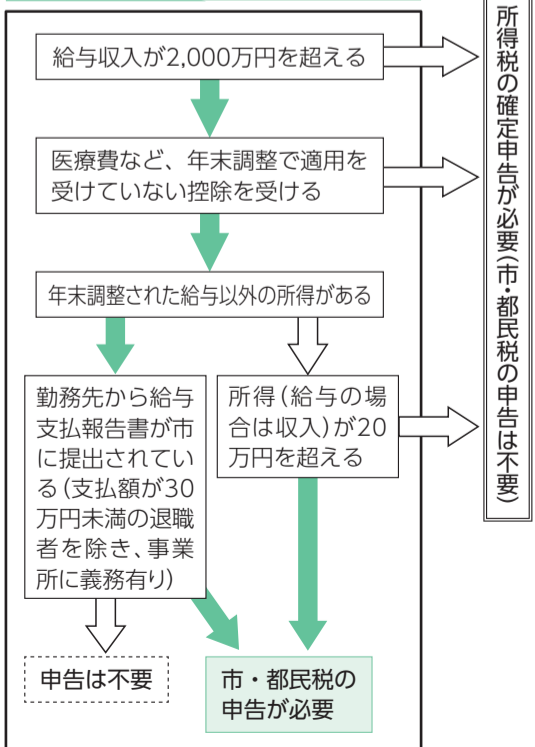
令和4年度(令和3年分)課税より「住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の特例の延長」、「セルフメディケーション税制の見直し」等の改正が適用されます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

申告チャート

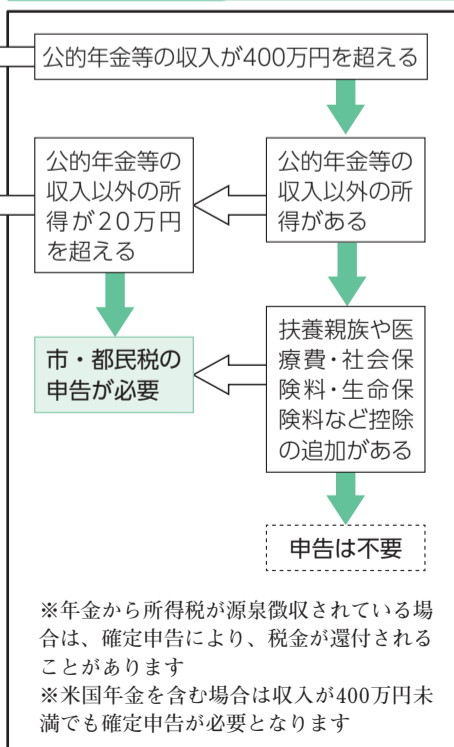
※一部このフローチャートに当てはまらない方もいます



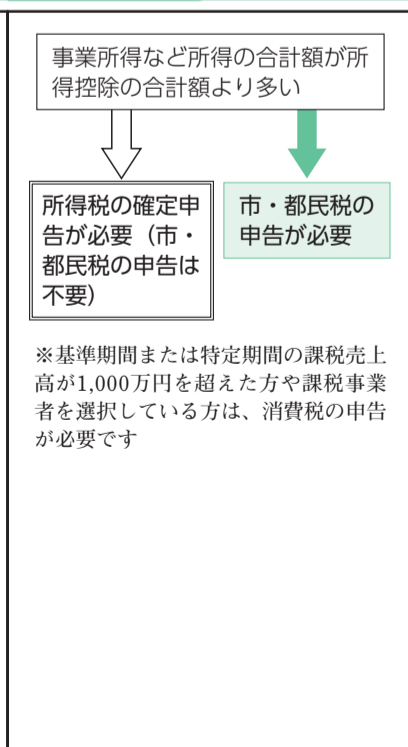
①給与が主な収入の方



②公的年金等が主な収入の方



③個人事業者の方



①～③以外で申告が必要な方

